

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 4 号

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成 1 7 年函館市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分および第 7 条中「および法第 3 条の 3 第 3 項」を「，法第 3 条の 3 第 2 項および法第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は，生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日から施行する。